

徳島県立近代美術館展示室灯具等改修業務に係る
業者選定プロポーザル企画提案募集要項

1 業務概要

(1) 業務名

徳島県立近代美術館展示室灯具等改修業務

(2) 業務目的

徳島県立近代美術館において、経年劣化した展示室等の照明設備を、作品保護と省エネルギー化を目的とした高機能LED照明システムへ全面改修する。本業務は、美術品保護という特殊な環境下で、高度な専門技術と豊富な実績が不可欠であることから、機器の納入、設計及び工事施工に関する企画・提案を求め、技術力・専門性を総合的に評価できる公募型プロポーザル方式により最も優れた事業者を選定する。

(3) 業務内容

別紙「業務仕様書（徳島県立近代美術館展示室灯具等改修業務）」のとおり

(4) 事業主体

徳島県

(5) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

2 見積限度額

410, 500千円（消費税及び地方消費税相当額（税率10%）を含む。）
積算には、業務の遂行に必要なすべての経費を含めること。

3 スケジュール

令和8年5月 2日（土）	募集開始
令和8年5月15日（金）	質問締切
令和8年5月22日（金）	質問回答
令和8年6月 5日（金）	参加表明書等締切
令和8年6月 9日（火）までに通知	資格要件の結果通知
令和8年6月19日（金）	企画提案書等締切
令和8年6月下旬	審査会開催
令和8年6月末	審査結果通知期限
令和8年7月上旬	委託候補者との協議・委託契約締結期限

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書の内容を審査する審査会を開催する。審査会では別途定める審査基準に基づいて公正な審査を行い、委託候補者及び次点者を選定する。

なお、委託業務の実施に際して、企画提案の内容を直ちに契約内容とするものではなく、企画提案書をもとに候補者と業務の履行に必要な具体的条件などの協議・調整を行い、徳島県と委託候補者の双方が合意するに至った場合に、契約を締結する。交渉開始から委託契約締結期限日（令和8年7月上旬）までに交渉が調わない場合、次点者と同様に交渉を進める。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加し、提案書を提出する者は、単独企業又は共同企業体（以下「JV」という。）とし、その参加形態に応じて、それぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

【単独企業として参加する場合】

次に掲げる（１）から（７）までの全ての要件を満たすこと。

- （１）平成２８年度以降（平成２８年４月１日から募集開始の日まで）に国公立の博物館・美術館施設（独立行政法人国立文化財機構法（平成１１年法律第１７８号）第３条及び第１２条第１項第１号に基づき設置された博物館、及び博物館法（昭和２６年法律第２８５号）第２条第２項の規定に該当する博物館）の展示ケース・展示室等にて、同等性能のLED照明設備を施工完了した実績があること。
- （２）建設業法（昭和２４年法律第１００号）に基づく「電気工事業」の許可を有すること。
- （３）次の①、②の要件を全て満たす技術者をこの業務に専任で配置できること。
 - ① 建設業法の規定に基づき、本業務の規模及び下請契約の金額に応じて配置が義務付けられる「主任技術者」又は「監理技術者」の資格を有する者であること。
 - ② 参加表明書の提出日以前に申請者と３カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。
- （４）事業所の本社及び本プロポーザルに係る権限を委任されている支店・営業所等の所在地の都道府県税（法人事業税・法人県民税）、法人税、特別法人事業税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納していない者であること。
- （５）徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- （６）法人等及びその代表者が次の事項に該当しない者であること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者
 - ② 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。（更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
 - ③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団をいう、以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくはその構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体
 - ④ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条又は第８条第１項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から２年を経過しない者
 - ⑤ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
 - ⑥ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることが無くなった日から２年を経過しない者
 - ⑦ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと思われる者

- ⑧ 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されている者
(7) 本プロポーザルにおいて、他のJVの構成員として参加していないこと。

【JVとして参加する場合】

次に掲げる①から④までの全ての要件を満たすこと。

- ① 全ての構成員が、上記【単独企業として参加する場合】の(4)から(6)までに掲げる要件を全て満たす者であること。
- ② 構成員のうち、少なくとも1者は、上記【単独企業として参加する場合】の(1)に掲げる要件を満たす者であること。
- ③ 構成員のうち、施工を担当する企業は、上記【単独企業として参加する場合】の(2)及び(3)に掲げる要件を満たす者であること。
- ④ 各構成員は、本プロポーザルにおいて単独企業として参加しておらず、かつ、他のJVの構成員となっていないこと。

6 現地確認の方法について

(1) 確認日時

令和8年5月2日(土)～6月5日(金)

(2) 場所

徳島県立近代美術館2階

(3) 申込方法

現地確認を希望する場合は、現地確認希望申込書(様式第1号)を電子メールにて、令和8年5月12日(火)までに提出すること。

電子メールの件名(題名)は必ず「【現地確認希望】徳島県立近代美術館展示室灯具等改修業務」とし、提出後は必ず電話連絡により受領の確認を行うこと。

現地確認希望の受付期間：令和8年5月2日(土)から5月12日(火)までの
午前9時から午後5時まで(土・日・祝日も受付を行う。)

なお、期間中の休館日(5月7日(木)及び11日(月))については、メールでの提出は受け付けるが、電話連絡による受領確認は翌開館日以降とすること。

<申込先>

E-mail : nijuisseikikan@pref.tokushima.lg.jp

TEL : 088-668-1111

(徳島県立21世紀館 総務担当)

7 質疑・回答

質問は、令和8年5月15日(金)午後5時(必着)の質疑締切までに、質問書(様式第2号)を電子メールにて提出すること。

電子メールの件名(題名)は必ず「【質問書】徳島県立近代美術館展示室灯具等改修業務」とし、提出後は必ず電話連絡により受領の確認を行うこと。なお、口頭での質問は受け付けない。

受け付けた質疑と回答の内容は、令和8年5月22日(金)までに徳島県ホームページに公開する。

質問の受付期間：令和8年5月2日（土）から5月15日（金）までの
午前9時から午後5時まで（土・日・祝日も受付を行う。）

なお、期間中の休館日（5月7日（木）及び11日（月））については、メールでの提出は受け付けるが、電話連絡による受領確認は翌開館日以降とすること。

〈提出先〉

nijuuisseikikan@pref.tokushima.lg.jp

〈確認先〉

TEL：088-668-1111

（徳島県立21世紀館 総務担当）

8 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、企画提案参加表明書兼誓約書（様式第3-1号又は3-2号）を提出すること。申込に当たって提出する書類及び提出部数は次表のとおりとする。

【提出書類及び提出部数等】

	提出書類の名称	部数
1	企画提案参加表明書兼誓約書（様式第3-1号又は3-2号）	正本1部 副本5部
2	組織概要及び事業実績（任意様式）	
3	業務実績調書（様式第6号）	
4	「電気工事業」の建設業許可通知書又は許可証明書の写し	
5	配置予定技術者（工事施工担当技術者）調書（様式第8号）	
6	登記事項証明書（写し可）	
7	直近の決算書又はこれに類する書類（確定申告書の写し等）	
8	都道府県税及び国税の未納がない旨の証明書（写し可）	
9	共同企業体協定書兼委任状 （様式第4号）※JV参加の場合のみ	

※ 各種証明書類は、提出日より3か月以内に発行されたものに限る。

※ JVとして参加する場合の提出書類について

- ・ 上記1、9については、代表構成員が提出すること。
- ・ 上記2、6、7、8については、構成員すべての分を提出すること。
- ・ 上記3については、参加資格要件（1）に掲げる要件を満たす構成員が提出すること。
- ・ 上記4、5については、施工を担当する構成員が提出すること。

(1) 提出方法等

① 提出方法

持参（午前9時から午後5時まで。土・日・祝日も受付を行うが、月曜日（祝日の場合を除く。）及び5月7日（木）は休館日のため受付を行わない。）又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）により提出するとともに、メールにて電子データ（PDF形式）も提出すること。メールの件名（題名）は必ず「【参加表明】徳島県立近代美術館展示室灯具等改修業務」とし、提出後は必ず電話連絡により受領の確認を行うこと。

② 提出期限

令和8年6月5日（金） 午後5時（必着）

③ 提出先

徳島県立21世紀館 総務担当

〒770-8070 徳島市八万町向寺山文化の森総合公園内

メール nijuuisseikikan@pref.tokushima.lg.jp

〈確認先〉

TEL：088-668-1111

（徳島県立21世紀館 総務担当）

(2) 資格要件の確認

徳島県は、申込者から提出のあった参加表明書及び関係書類を確認し、確認結果を令和8年6月9日（火）までに申込者へ電子メールで通知する。

(3) 資格要件を満たしていない者に対する理由説明

① 参加表明書を提出した者のうち資格要件を満たしていない者は、通知日の翌日から起算して5日以内に、書面により県に対して資格要件に満たなかったことについての説明を求めることができる。

② 徳島県は説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答することとする。

9 企画提案書作成及び提出

提出する書類及び提出部数は次表のとおりとする。

【提出書類及び提出部数等】

	提出書類の内容	規格及び制限枚数	部数
1	表紙（様式第5号）	A4、1頁	正本1部 副本5部
2	実施体制（様式第7、9号）	A4、合計3頁	
3	具体的な提案内容（任意様式）	A4、合計15頁まで	
4	スケジュール表（任意様式）		
5	見積内訳（設計・施工）が明確にわかる参考見積書（任意様式）	A4、5頁まで	

※ 3と4については、別紙「評価に関する事項」の評価項目2から6までに沿って記載すること。

※ 1から4までについては1つにまとめて提出すること。

(1) 提出方法等

① 提出方法

持参（午前9時から午後5時まで。土・日・祝日も受付を行うが、月曜日（祝日の場合を除く。）は休館日のため受付を行わない。）又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）により提出するとともに、メールにて電子データ（PDF形式）も提出すること。

メールの件名（題名）は必ず「【企画提案書】徳島県立近代美術館展示室灯具等改修業務」とし、提出後は必ず電話連絡により受領の確認を行うこと。

② 提出期限

令和8年6月19日（金） 午後5時（必着）

③ 提出先

徳島県立21世紀館 総務担当

〒770-8070 徳島市八万町向寺山文化の森総合公園内

メール nijuuisseikikan@pref.tokushima.lg.jp

（確認先）

TEL：088-668-1111

（徳島県立21世紀館 総務担当）

10 審査

別途定める「徳島県立近代美術館展示室灯具等改修業務委託候補者選定委員会設置要領」に基づき、選定委員会を設置し、「徳島県立近代美術館展示室灯具等改修業務委託候補者選定要領」のとおり審査を行う。書面審査を基本とするが、必要と判断した場合はプレゼンテーション等を求める場合がある。

11 審査結果

審査結果は、審査会終了後、令和8年6月末までに全ての参加者に文書で通知し、最優秀提案者の名称等を徳島県HPにて公表する。ただし、審査の経緯については公表しない。審査結果は徳島県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

12 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類は返却しない。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写する。複写した書類は、参加資格要件の審査及び選定委員会でのみ使用される。

(3) 提出された企画提案書は、徳島県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示する。

事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報がある場合、同条例第8条第2項の規定により非開示となるので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を任意様式により提出すること。開示・非開示の判断は提出書類に基づき行うものではなく、提出書類を参考に、同条例に基づき徳島県が客観的に判断する。

(4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用することはない。

13 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 企画提案参加表明書提出後に辞退する場合は、9の(1)②に示す提出期限までに、辞退理由を記載した辞退届(任意様式)を提出するものとする。なお、辞退の届出は持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。期限内必着)によること。辞退することにより、今後の徳島県との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (4) 企画提案に要する全ての費用は参加者負担とする。

14 特記事項

- (1) 契約保証金
 - ① 契約に際しては、契約金額の100分の10以上に相当する契約保証金を納めなければならない。
 - ② 契約保証金の納付方法は、①で定める金額に相当する現金納付とする。ただし、金融機関の保証又は前払金保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。そのうち、前払金保証事業会社が発行する保証証書については、電磁的方法による取扱いも可能とする。
 - ③ 徳島県契約事務規則第6条第7項に掲げる公共工事履行保証証券の保証又は履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。そのうち、損害保険会社が発行する公共工事の履行保証証券(履行ボンド)及び履行保証保険の証券等については、電磁的方法による提出も可能とする。
- (2) 前払金
前払金は、契約金額の10分の3以内とする。
なお、前払金に係る保証証書については、電磁的方法による取扱いも可能とする。
- (3) 制作物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い
 - ① 制作物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。
 - ② 委託業務において制作された制作物及びその構成素材(制作過程で作られた素材等の著作権も含む。)に関する所有権、著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)及びその他一切の権利は、県に帰属するものとする。なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 秘密保持
本要項に関して業務の実施に当たって知り得た秘密及び徳島県から受領した全ての資料は、徳島県立近代美術館長の了解を得ずに第三者に漏洩、公表、又は使用してはならない。
- (5) 評価対象からの除外
次の要件のいずれかに該当した場合は、失格(選定対象から除外)とする。
 - ① 見積限度額を超える金額での企画提案書の提出があった場合
 - ② 提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
 - ③ 5に記載する参加資格要件を満たさない場合
 - ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ⑤ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - ⑥ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合

- ⑦ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
(6) 提案者が1者であった場合の取扱い

提案者が1者の場合においても、評価を行うものとし、評価の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を最優秀提案者として決定する。

15 問合せ先

徳島県立近代美術館 担当：飯田、井手迫

徳島県立21世紀館 総務担当

〒770-8070 徳島市八万町向寺山文化の森総合公園内

TEL：088-668-1088 FAX：088-668-7198

Mail:nijuuisseikikan@pref.tokushima.lg.jp